

## 電子帳簿保存法への対応について

### 電帳法に「対応済み」は3割。課題は「紙と電子の書類混在」

(株)滋賀銀行のシンクタンクである、(株)しがぎん経済文化センター(大津市、取締役社長 西堀 武)は、「滋賀県内企業動向調査」(2023年10-12月期)のなかで、特別項目として「電子帳簿保存法への対応について」を実施しました。その結果がまとまりましたので公表いたします。

#### 【調査概要】

- ・調査名：滋賀県内企業動向調査：特別項目「電子帳簿保存法への対応について」
- ・調査時期：2023年11月6日～24日
- ・調査方法：郵送またはFAXによる配布、回収
- ・調査対象先：滋賀県内に本社を置く企業および県外からの進出企業 877社
- ・有効回答数：246社(有効回答率28%)うち製造業109社、非製造業137社

#### 【調査結果の要旨】

改正電子帳簿保存法(以下、電帳法)により、2024年1月1日から企業や個人事業主は「電子取引」に関するデータ保存が義務付けられる。県内企業の対応状況について調査を実施した。

#### 1. 電帳法に「対応済み」は3割。「対応を進めている」が6割弱を占める(図1)

- ・電帳法への対応ができているかたずねたところ、全体では「まだできていないが、対応を進めている」が56.8%で最も多く、次いで「すでに対応できている」は32.4%。両項目を合計した「対応する」割合は89.2%となった。「対応する予定はない」は5.0%、「未定」は5.8%。

#### 2. 電帳法3区分への対応、「すべてに対応」と「電子取引データ保存にのみ対応」で分かれる(図2)

- ・前問で「すでに対応できている」または「まだできていないが、対応を進めている」と回答した企業に、電帳法の3つの保存区分\*のうちどの区分に対応しているかたずねた。全体では「①、②、③の3区分すべてに対応」が29.9%で最も多く、次いで「③にのみ対応」(28.4%)となった。すべてに対応するか、義務化となる③にのみ対応するかで分かれた。「まだ決まっていない」(18.0%)は2割弱だった。

※3つの保存区分…①電子帳簿保存、②スキャナ保存、③電子取引データ保存

#### 3. 課題は「紙と電子の書類の混在」が6割超(図3)

- ・電帳法の対応を進めるにあたって、苦労している点や課題についてたずねた。全体では「紙と電子の書類の混在」が61.5%と最も多く、次いで「業務フローの変更による従業員への周知・理解促進」(48.4%)となった。

#### 4. 電帳法への対応で、業務は「効率化されるとは思わない」が6割(図4)

- ・電帳法に対応する仕組みを導入することで業務が効率化されると思うかたずねたところ、全体では「あまり効率化されるとは思わない」が35.2%で最も多く、次いで「まったく効率化されるとは思わない」(25.4%)となった。両項目を合計した「効率化されるとは思わない」は60.6%と6割を占めた。「とても効率化されると思う」はわずか3.8%にとどまり、「やや効率化されると思う」(16.9%)を合計した「効率化されると思う」は20.7%となった。

#### 5. 電帳法に対応しない/未定の理由、「義務化開始後の検討で十分」が3割超(図5)

- ・最初の設問(電帳法への対応はできているか)で「対応する予定はない」または「未定」と回答の企業に、その理由をたずねた。全体では「24年1月に義務化が始まってから検討するので十分だから」が31.8%で最も多く、次いで「わからない」(27.3%)、「電子での取引がないから」(22.7%)となった。

以上

【調査結果の詳細】

◆電子帳簿保存法（電帳法）とは

・税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書、請求書、決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存するための要件などを定めた法律で、以下の3つに区分されている。③は24年1月から義務化される。

①電子帳簿等保存（希望者のみ）

会計ソフトなどで作成した帳簿や国税関係書類は、自身で最初から作成したデータについては一定の要件を満たしたときに電子データで保存ができる。

②スキャナ保存（希望者のみ）

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先からの紙の領収書、請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができる。

③電子取引データ保存（法人・個人事業者は対応が必要）

注文書、契約書、送り状、領収書、見積書、請求書などに相当する電子データをやり取りした場合は、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければならない。

※詳細は国税庁の特設サイトをご確認ください

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm>

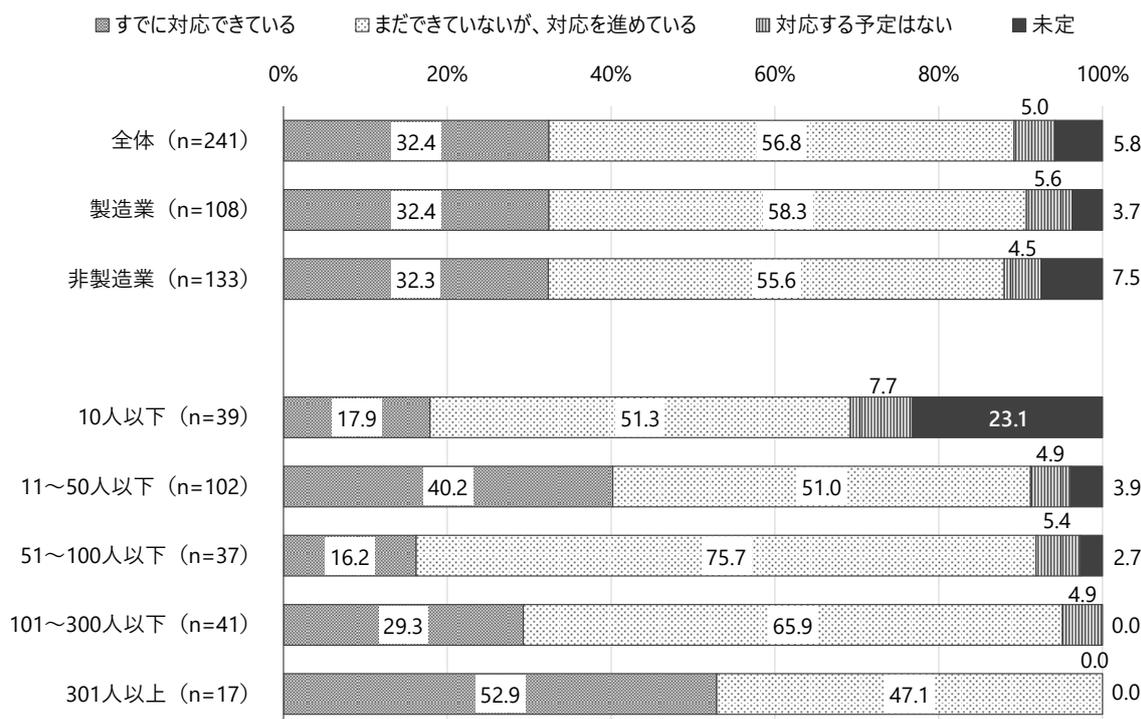
1. 電帳法に「対応済み」は3割。「対応を進めている」が6割弱を占める

・電帳法への対応ができていないかたずねたところ、全体では「まだできていないが、対応を進めている」が56.8%で最も多く、次いで「すでに対応できている」は32.4%。両項目を合計した「対応する」割合は89.2%となった。「対応する予定はない」は5.0%、「未定」は5.8%。

・業種別では、大きな違いはなかった。

・従業員数別では、「すでに対応できている」は「301人以上」（52.9%）と「11～50人以下」（40.2%）で突出して割合が高くなった。「まだできていないが、対応を進めている」を合計した「対応する」割合は、「10人以下」以外のすべてのカテゴリーで9割を超え、「301人以上」は100%となった。一方、「10人以下」では7割にとどまった。

図1 電帳法への対応状況（業種別、従業員数別）

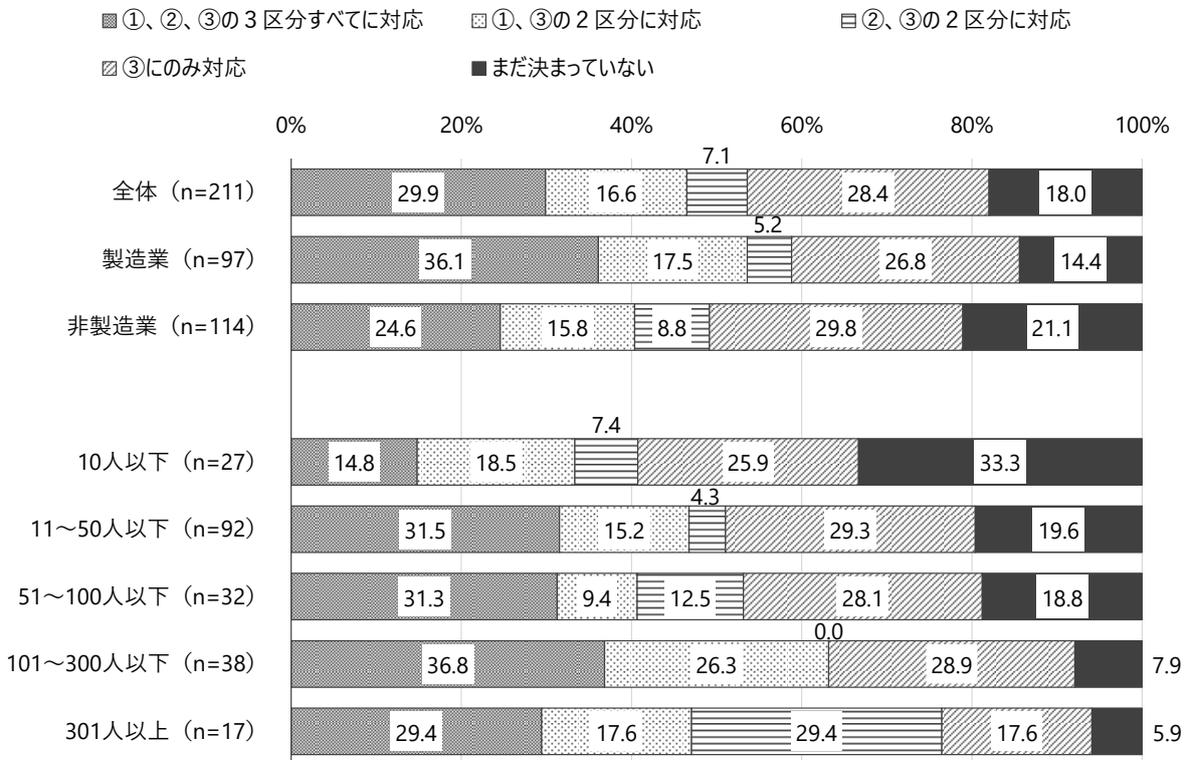


2. 電帳法3区分への対応、「すべてに対応」と「電子取引データ保存にのみ対応」で分かれる

- ・前問で「すでに対応できている」または「まだできていないが、対応を進めている」と回答した企業に、電帳法の3つの保存区分\*のうちどの区分に対応しているかたずねた。全体では「①、②、③の3区分すべてに対応」が29.9%で最も多く、次いで「③にのみ対応」(28.4%)となった。すべてに対応するか、義務化となる③にのみ対応するかで分かれた。「まだ決まっていない」(18.0%)は2割弱だった。
- ・業種別では、大きな違いはなかった。
- ・従業員数別では、規模が小さいほど「まだ決まっていない」の割合が高く、「10人以下」(33.3%)では3割を占めた。11~300人以下の3カテゴリーでは「①、②、③の3区分すべてに対応」が最も多く、「301人以上」は「①、②、③の3区分すべてに対応」と「②、③の2区分に対応」が同割合(ともに29.4%)となった。

※3つの保存区分…①電子帳簿保存、②スキャナ保存、③電子取引データ保存

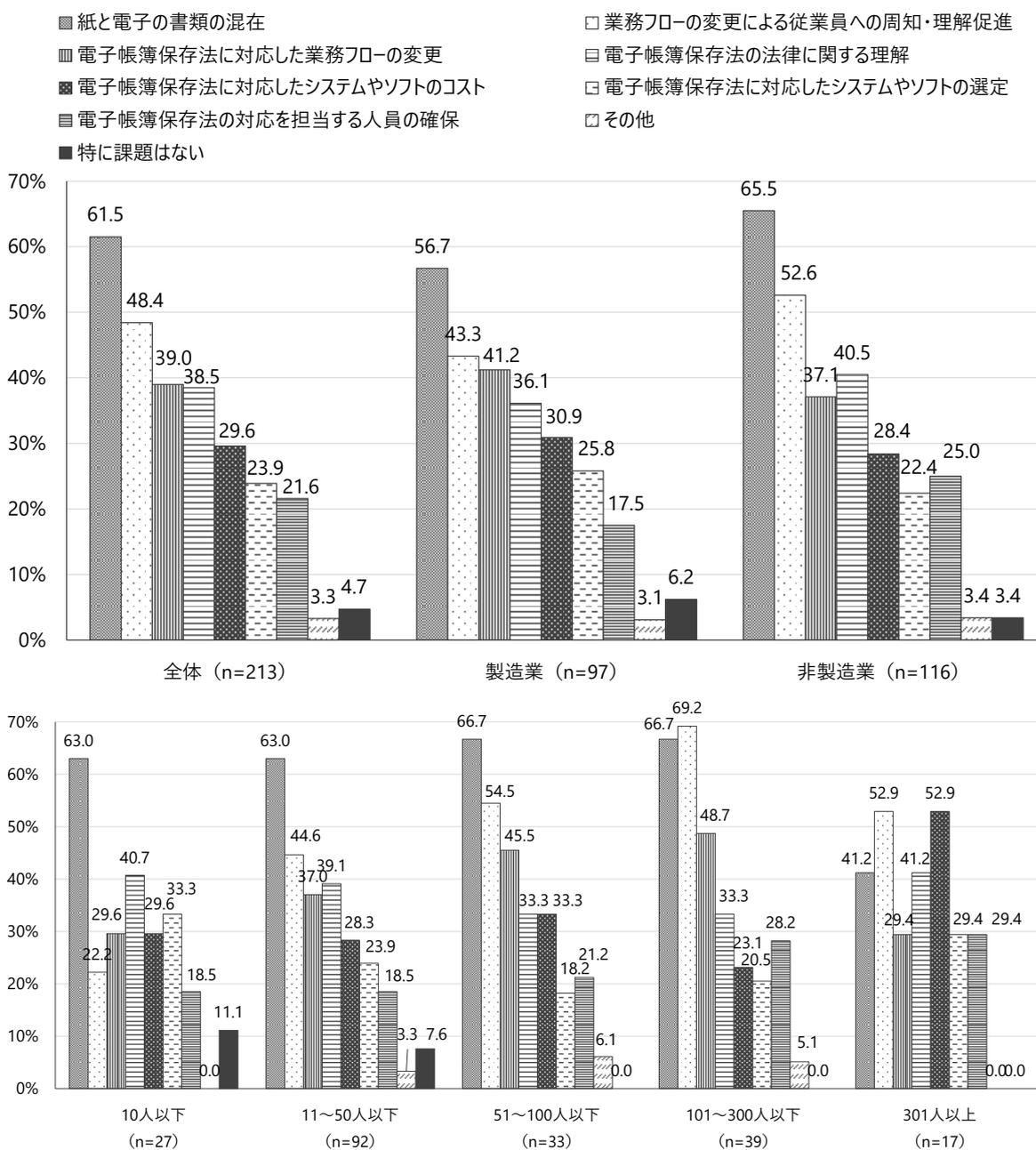
図2 対応している区分(業種別、従業員数別)



### 3. 課題は「紙と電子の書類の混在」が6割超

- ・電帳法の対応を進めるにあたって、苦労している点や課題についてたずねた。全体では「紙と電子の書類の混在」が61.5%と最も多く、次いで「業務フローの変更による従業員への周知・理解促進」(48.4%)となった。
- ・業種別では、「紙と電子の書類の混在」「業務フローの変更による従業員への周知・理解促進」「電帳法の対応を担当する人員の確保」などで、非製造業の割合が製造業を上回った。
- ・従業員数別では、300人以下の категорияで規模が大きいほど「業務フローの変更による従業員への周知・理解促進」や「電帳法に対応した業務フローの変更」「電帳法の対応を担当する人員の確保」などの割合が高くなる傾向にある。「301人以上」は全体的な傾向から外れており、「業務フローの変更による従業員への周知・理解促進」と「電帳法に対応したシステムやソフトのコスト」が最も高くなった(ともに52.9%)。

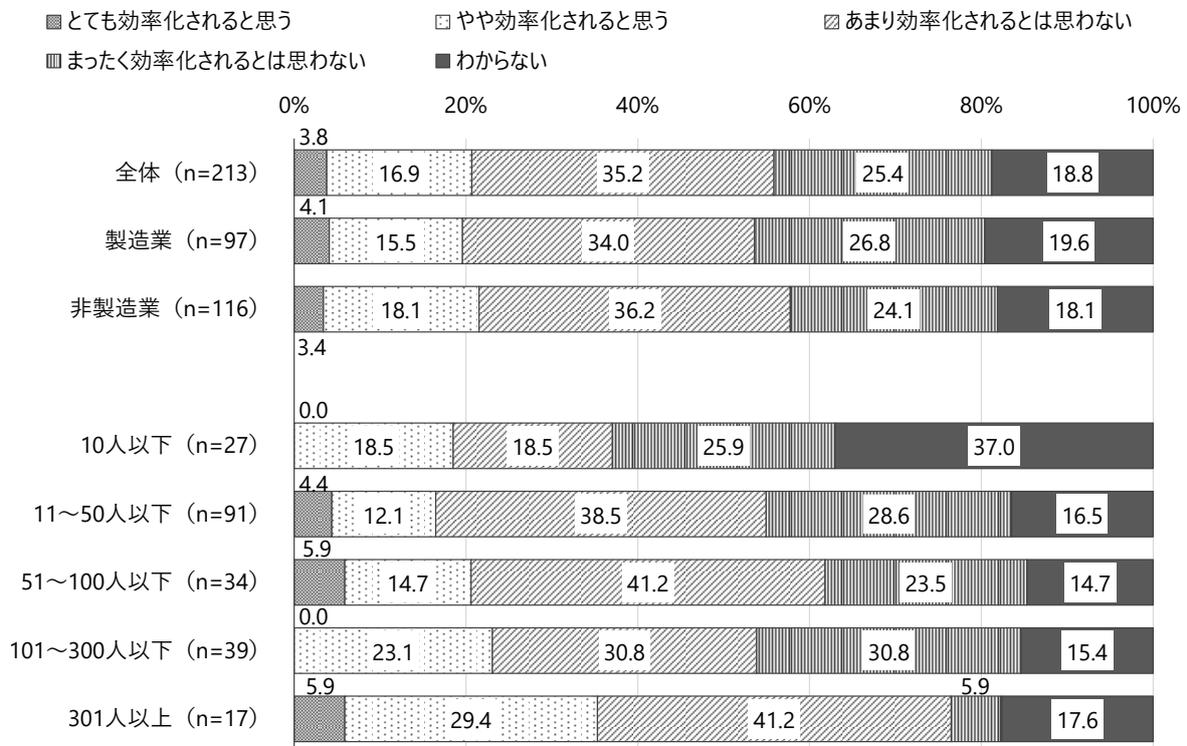
図3 対応にあたっての苦労点や課題(上段:業種別、下段:従業員数別)



#### 4. 電帳法への対応で、業務は「効率化されるとは思わない」が6割

- ・電帳法に対応する仕組みを導入することで業務が効率化されると思うかたずねたところ、全体では「あまり効率化されるとは思わない」が35.2%で最も多く、次いで「まったく効率化されるとは思わない」(25.4%)となった。両項目を合計した「効率化されるとは思わない」は60.6%と6割を占めた。「とても効率化されると思う」はわずか3.8%にとどまり、「やや効率化されると思う」(16.9%)を合計した「効率化されると思う」は20.7%となった。
- ・業種別では、大きな違いはなかった。
- ・従業員数別では、規模が大きくなるほど「効率化されると思う」の割合が高くなる傾向にあるものの、3割を超えたのは「301人以上」(35.3%)のみとなった。
- ・県内では制度変更に対応中の企業が多く(2p参照)、また、導入義務である「電子取引データ保存」のみの対応が一定数を占めていることもあり(3p参照)、業務の効率化を実感する企業は少数にとどまっている。

図4 電帳法への対応による業務効率化（業種別、従業員数別）

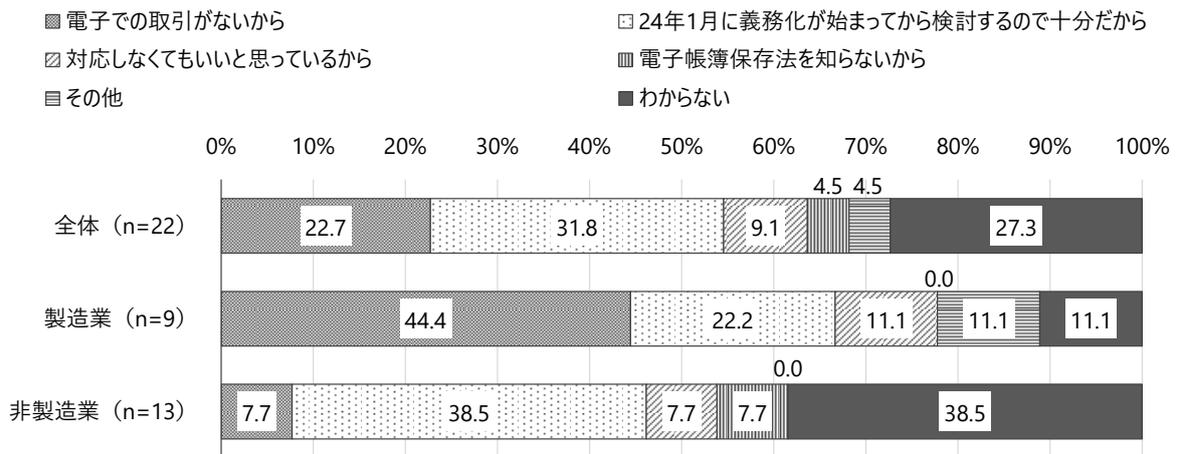


### 5. 電帳法に対応しない/未定の理由、「義務化開始後の検討で十分」が3割超

- ・最初の設問（電帳法への対応はできているか）で「対応する予定はない」または「未定」と回答の企業に、その理由をたずねた。全体では「24年1月に義務化が始まってから検討するので十分だから」が31.8%で最も多く、次いで「わからない」（27.3%）、「電子での取引がないから」（22.7%）となった。
- ・業種別では、製造業は「電子での取引がないから」が44.4%を占め、非製造業では「24年1月に義務化が始まってから検討するので十分だから」と「わからない」がそれぞれ38.5%を占めた。

※本設問は回答数が少ないため、取扱いに注意を要する。参考データとして掲載。

図5 電帳法に「対応しない」あるいは「未定」の理由（業種別）



本調査結果についてのお問い合わせ先：(株)しがぎん経済文化センター  
産業・市場調査部 長山 (077-526-0005)